

## タイトル 南アフリカにおける和解と、ウブントゥの概念

副題 黒人意識運動からマンデラへ

氏名 河野 哲也 (立教大学)

2020年の「Black Lives Matter」運動は、人種差別が構造的暴力として世界にいまだに根強く残存していることを知らしめた。人種差別の根底にある構造的暴力を改変し、そこから生じている人々の分断と亀裂を修復することは哲学の責務である。というのは、エメ・セゼール(1955)が指摘するように、人種主義とは、キリスト教＝文明、異教＝野蛮、白人＝優越種、有色人種＝劣等種という図式を立て、植民地支配を正当化しようとする、何よりも哲学的な営みだからである。哲学は哲学によってのみ改変される。

人種主義は、支配と搾取という暴力的欲望を発揮する対象を割り出すために、人類に対してなされる人工的な線引きであり、西洋近代哲学の根本に組み込まれた「倫理的二面性」の発露である。セゼールが述べるように、植民地化は、植民地支配者を非文明化し、非知性化し、野獣化し、その品性を墮落させる。この西洋の墮落を治癒できるのは、抑圧者の反省と改心ではなく、非抑圧者からの「赦し」である。

ここで私たちが注目すべきは、南アフリカでのアパルトヘイトをめぐる反植民地運動であり、ネルソン・マンデラによる人種間の「和解(reconciliation)」の提案である。マンデラの政治的かつ倫理的決断は、いかなる哲学を背景とし、いかなる思想的潮流の中で可能となったのか。この問いの探究は、現代の反人種差別運動に大きな示唆を与えてくれるだろう。そこで本発表では、「ウブントゥ(Ubuntu)」というアフリカの伝統的概念を背景にして、南アフリカの「和解」の政治へと結実していく、広義の「黒人意識 Black Consciousness」運動の軌跡を哲学的に追うことにする。

黒人意識運動は、通常、黒人の尊厳の回復と自立を促すために、1970年代にスティーブン・ビコが中心となって展開した南アフリカ思想運動と言われている。しかしビコは、その思想形成において、ファンの革命思想へと至るネグリチュード運動から強く影響を受けた。そして、フランス領でのネグリチュード運動は、アメリカの公民権運動の創始者であり、汎アフリカ主義を唱えたW・E・B・デュボイスから大きな示唆を受け、同時代の米国でのニュー・ニグロ・ムーブメントやハーレム・ルネッサンスと共振した。汎アフリカ主義は、遡ること十九世紀から二〇世紀前半に、E・ブライデン、A・クラメル、A・ホートン、J・ヘイフォードなどを代表として、奴隷解放と黒人自治を唱えたアフリカにおける運動である。こうして狭義の黒人意識運動は、アフリカから発してアフリカへと円環していく、黒人の権利と自治、文化を復興するための世界規模の運動(広義の「黒人意識」運動)の一環と言えよう。

南アでは、アパルトヘイトが1991年に終結すると、全人種による選挙(1994)が実施され、ネルソン・マンデラが大統領に就任した。マンデラは、1996年4月に「真実和解委員会(Truth and Reconciliation Commission)」を設置し、デズモンド・ツツ聖公会大主教を議長に据えた。この委員会は人権蹂躪を行った人物と団体を訴追する一方で、人種間の「対話」と「和解」、「赦し」を原則として唱えた。1990年にアフリカ民族会議(ANC)が提案した暫定憲法には、「過去の違法行為については、いまや、復讐ではなく理解の必要性、報復ではなく補償の必要性、不当な犠牲ではなくウブントゥ(Ubuntu)の必要性に基づいて、処理することができる」と書かれている。「ウブントゥ」は、アフリカ諸語に見られる伝統的概念であり、「人間性」を意味するが、そこに見られる人間観

は、「他者へ向かう人間」「人間を介して人間は人間となる」あるいは、「我々ある故に我あり」というものである。このアフリカの人間観は、個人主義的、利己的、独我論的、競争的、相剋的な西洋の近代的人間観と対比され、後者に対して批判的な視点から提示される。差別された者、抑圧された者からの「和解」の申し出というマンデラの驚くべき決断は、ウブントゥ概念の実践であり、圧倒的な倫理的優越性の表現として理解すべきである。

真実和解委員会は1995年から2000年まで活動を続けた。この活動の大きな特徴は、「処罰よりも真実を」という方針が、白人の差別主義者側だけではなく、解放運動側による政治的暴力や内部抗争にも適用されたことである。委員会は、不正行為を殺人と拷問に限定し、対象となる犠牲者を政治活動の闘士に限定した。被害者にはその被害を証言させ、加害者にはその犯罪行為を告白させ、告白した者には恩赦を与えた。

真実和解委員会報告書に見られる「和解」の方針をどのように評価するかについては、当時から哲学的な論争が起こった。「和解(reconciliation)」とは、本来「元の状態を再建する」「回復する」という意味である。しかし、南アには「元の状態」「戻るべき過去」がない以上、「和解」ではなく「調停(conciliation)」という言葉がふさわしいとの批判が生じた。しかし、マンデラとツツが「和解」という表現を採用したのは、「ウブントゥ」、すなわち、人間の根源的共同性を「回復」という意味からである。この表現は、アフリカの倫理的伝統による西洋の植民地主義の克服を象徴するものでもあり、「黒人意識」運動の継続とも評せられよう。

しかし本論でまず指摘したいのは、この「和解と赦し」という思想が生成されてきた過程の複雑さである。「和解」には、ツツのキリスト教的な「赦し」と修復的司法の考え方も強く反映されている。だが他方、マンデラは、もともと民族主義(黒人という民族)的な主張を強く出していた活動家であったし、解放運動において非暴力を原則とはしていなかった。マンデラが「回復」や「修復」を強調するに至ったのは、南アフリカにおいては、ガンディーの非暴力的抵抗とファンの革命思想の大きな振幅の中で、反植民地主義の思想が形成発展してきたからであると考えられる。

さらにこの報告書を巡って、デリダ(1986)は、「和解、思いやり、赦し」という興味深い論考を寄せて、「和解」と「赦し」との切り離しを試みている。赦しは被害者からのみ与えられる。過酷な経験の記憶によって苦しみ続ける被害者が、加害者に「赦し」を与えない場合には、どのような和解が可能だろうか、とデリダは問う。このデリダの考えが、ウブントゥの原則から見てどのように評価されるのか、本発表ではこの問題を最後に検討してみたい。

### 【参考文献】

- Césaire, A. (1955/1997) 『帰郷ノート 植民地主義論』 砂野幸稔訳, 平凡社,  
Derrida, J. (1986/1989) 『この男、この国:ネルソン・マンデラに捧げられた14のオマージュ』 鶴飼哲他訳, ユニテ.  
Gibson, N. C. (2011) *Fanonian Practices in South Africa*. Scottsville, SA: University of KwaZulu-Natal Press.  
Krog, A. (1999/2010) 『カントリー・オブ・マイ・スカル:南アフリカ 真実和解委員会 “虹の国”の苦悩』 山下渉登訳, 現代企画室  
Mandela, N. (2014) 『自由への長い道 ネルソン・マンデラ自伝』 東江一紀訳, Kindle.  
Rabaka, R. (2015) *The Negritude Movement*. Lanham: Lexington Books, Kindle.